

都民連 だより

春号

令和7年4月
(第60巻4号)

特集

ハラスメントの予防と対策

-活動しやすい環境づくりに
向けて-…………… p2

新!強化方策活動紹介…………… p4

都民連通信
「令和7年度事業計画・予算」… p6

キラリ☆この人/
こんな時どうする?…………… p7

活動記録あれこれ/
ご当地ミンジーを探せ!/
編集後記…………… p8



写真提供：大田観光協会
アクセス：JR大森駅西口より徒歩15分

民生児童委員が感じた

東京の
“季節”

蘇峰公園のカタルパの花 (大田区)

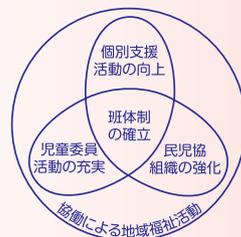
大田区にある蘇峰(そほう)公園に咲く、この白く美しい花は「カタルパ」といいます。日本国内には数えるほどしかない希少な木で、5月中旬から下旬にかけて咲きますが、見頃はわずか10日間ほど。その儚さゆえに、いとおしく、心を動かされます。

また、園内には、近代を代表するジャーナリストである徳富蘇峰の旧宅の一部を保存している山王草堂記念館があります。カタルパは蘇峰の師・新島襄(同志社大学創立者)ゆかりの木であり、二人の師弟愛を象徴する木としても大切に保存されています。



東京版 活動強化方策スローガン

「仲間とつくる地域のつながり」





ハラスメントの 予防と対策

—活動しやすい環境づくりに向けて—

令和4年4月1日より、職場におけるハラスメントの防止が労働関係法令で義務付けられました。昨今、職場のみならず、さまざまな組織を運営する上でハラスメント対策が求められており、それは民児協においても例外ではありません。今年度の一斉改選を迎えるにあたり、風通しの良い民児協づくりを進めていくため、3月に開催された協議員研修会では、代表的なハラスメントの定義や種類、該当行為等について改めて学びました。

今号では、研修会の内容について取り上げるとともに、委員一人ひとりが活動しやすい環境整備に向けてどのようなことを意識し、実践していくべきか考えます。

私たちの身近にあるハラスメント
「ハラスメント」とは、言葉や態度、身振りや文書等によって相手に**不快感を与え**る「嫌がらせ」や「いじめ」を意味します。テレビや新聞、インターネット等のメディアを通して私

ちの生活に浸透し、より身近なものになってきています。セクハラ、パワハラに加え、近年は「マタハラ」や「カスハラ」などの新しい種類のハラスメントも増えており、職場や日常生活等、あらゆる場面における他者への言動がハラスメントに該当する可能性があります。

ます。

ハラスメントは**相手の尊厳や人格を不当に傷つける行為**であり、決して容認できるものではありません。

その問題は個人間だけでなく、組織の評判を落としたり、業務に支障をきたすことから貴重な人材が流出する恐れもあります。

民生児童委員が所属する「民児協」は、会社とは性質が異なる協議体としての組織であり、一般的なハラスメントの内容がそのまま適用されるものではありません。しかしながら、委員同士や民児協会長、地域住民、日々の活動に伴い連携する関係者・機関など、さまざまな立場の人と接し協働する中で、ハラスメントが起こる可能性は十分にあるのです。



どのような言動がハラスメントに当たるのか

それでは、具体的にどのような言動がハラスメントに該当するのでしょうか。職場におけるハラスメントを参考に、代表的なものを確認していきましょう（「労働者」「職場」等、民生児童委員活動になじまない単語も出てきますので、参考になる点にのみご留意ください）。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ・いじめを指します。「性的な言動」とは、例えば不要な身体への接触や、「男のくせに根性が無い」「女には仕事を任せられない」などの発言、食事・デートへの執拗な誘い等があります。セクハラの特徴は、①男性から女性に行われるものに限らない（同性間や女性から男性にといった場合

も含まれる）、②個人間だけでなく周囲の人にとっても脅威となる、③言動について受け手がどのように感じるかが重要、④明解な拒否等の意思表示がなくてもセクハラとなり得る、以上の4点が挙げられます。



同性間



男性←女性

パワー・ハラスメント（パワハラ）

①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超えており、③労働者の就業環境が害されるもので、①から③までの要素を全て満たすものをパワハラといえます。なお、客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる業務指示や指導については、職場におけるパワハラには該当しないと考えられています。



カスタマー・ハラスメント (カスタハラ)

カスタハラは、職場の外部（顧客や取引先、利用者など）からサービス提供者に對する不当かつ過度な主張を含む悪質なクレームや迷惑行為を指し、パワハラ、セクハラ等を内包した複合的なハラスメントと言えます。

近年カスタハラの認知が進んだことから、東京都は公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とした「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」を制定しました（令和7年4月1日施行）。「何人も、あらゆる場におけるカスタハラを禁止した」本条例に基づき示されたガイドラインにおいて、事業者は**カスタハラ防止の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること、職員からのカスタハラの相談に対応する担当者・窓口を設け、周知すること**が求められるようになりました。

ハラスメントを個人の責任とせず、組織として対応していく視点を持つことの大切さが読み取れます。



誰でもできるセルフケアでハラスメントへの対策を

もしあなた自身がハラスメントを受けてしまった時——自分を責めたり、被害を我慢したりする必要はありません。加害者が知人や活動において関わる相手等の身近な人物であった場合、精神的ショックを受けたり、対応に悩むことがあるかもしれませんが、「NO」という意思を、勇気をもって言葉や態度で表すことが必要です。自分が受けたハラスメントと思われる行為について、日時・場所・

具体的に何をされたかなどの記録を取っておくと役立つ場合があります。

また、**ハラスメントに悩む人にとって、周囲の気付きや共感が何よりも大きな支え**になることがあります。

仲間の委員がハラスメントに悩んでいる時は、話を聴くことで心が軽くなることもあります。相手の話に対して否定・肯定・評価等せず、聴いたまま受け止めることがポイントです。

日々の活動の中で、自分や仲間の委員の言動が他者を傷付ける恐れがあるものだと感じた時は、決して放置せず、互いに率直に声を掛け合うことで、ハラスメントを未然に防ぐ関わりも重要です。対応が難しければ、民児協会長や事務局に相談することも選択肢の一つです。

人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）や法テラス、都道府県が設置する労働局雇用環境・均等部（室）等の専用窓口相談することも検討しましょう。

組織としてハラスメントをしない・させないために

個人ができるセルフケアと併せて、**組織的な取り組みを推進**していくことも重要です。例えば、定例会の場で活動における困り事や悩みなどを互いに相談し合

ることで、委員個人の負担軽減につながります。さらに、外部の専門家を講師として研修に呼ぶことで、組織的な人権意識の向上を図ることも効果的です。

「ある状態が当たり前である」という思い込みが偏った言動につながり、結果としてハラスメントに該当してしまうことがあります。地域のネットワークの一端を担う民生児童委員として、ハラスメントを未然に防ぐためにも、日頃から折を見て自身の言動を振り返ったり、自分の中にある思い込みを再確認したりすることから始めましょう。

民生児童委員活動や民児協として気を付けたいハラスメント10例(順不同)

- SOGI(ソジ)ハラ
- ジェンハラ
- モラハラ
- アルハラ
- スメハラ
- テクハラ
- コミュハラ
- ハラハラ
- エイハラ
- レイハラ



この他にもさまざまなハラスメントが存在します。気になった用語は検索！

新!

強化方策活動紹介

今号の
テーマ

関係機関との連携

令和8年度までの重点事業である「東京版 活動強化方策」に引き付けて、各地区の
実践活動の参考となるよう、都内民児協をはじめ、他県民児協の取り組みや関係機関
の事業等をご紹介します。

東京版 活動強化方策の 5本の柱

- 1 支援力を高める
〔個別支援活動の向上〕
- 2 チームで動く
〔班体制の確立〕
- 3 組織を活かす
〔民児協組織の強化〕
- 4 子どもを育む
〔児童委員活動の充実〕
- 5 地域をむすぶ
〔協働による地域福祉活動〕

柱④・⑤

飯ごう炊はん／ 親子バスハイク

世田谷区
奥沢地区民児協

世田谷区奥沢地区民児協では、児童委員としての意識を高め、地域の取組みに積極的に参加しようと、全委員が青少年地区委員会の委員または協力員として長年参画しています。

青少年の健全育成を目的とした地区委員会の取組みの中でも、特に多

くの児童が参加するの
が、「飯ごう炊はん」と、
「親子バスハイク」のイ
ベントです。

例年8月に行われる
「飯ごう炊はん」では、
小学3～6年生の児童が
自然公園に出掛け、飯ご
うでお米を炊き、カレー
を作ります。小学生の頃
イベントに参加していた
中学生も、ボランティア
として活動をサポートし
て来ています。昨年度
はコロナ前よりも多い約
200名が参加し、大に
ぎわいでした。



▲「飯ごう炊はん」

12月に行われる「親子
バスハイク」では、3歳～
小学2年生までの親子が
参加し、拾い集めた落ち
葉で焼き芋をします。焼
き芋を自分で作るのは初

めてという親子もあり、
日常生活では味わえない
貴重な体験に、「また参
加したい」という声が多
く聞かれました。

民生児童委員は青少年
地区委員会の一員として、
イベント当日の引率・お
手伝いはもちろん、事前
準備にも協力しています。
参加している親子だけ
でなく、委員会に所属し
ている町会員やボラン
ティアなど、地域に住む
大人とも顔見知りにな
り、親交を深めることで、
地域全体で子どもを見守



▲「親子バスハイク」焼き芋の様子

り支えるためのネット
ワークづくりにも役立つ
ています。

柱①・⑤

駐在所との連携

町田市鶴川第二地区
民児協

町田市鶴川第二地区民児協では、三輪・真光寺地区にある2カ所の駐在所と当該地区の民生児童委員が、必要に応じて連携し活動しています。

15年ほど前に、PTA役員
の経験がある委員から「子ども
の問題について駐在所と連
携を取ったほうが良いのでは」
という意見があり、年に数回
情報共有の場を設けることにな
りました。
子どもに関する
ことから高
齢者に関する
ことまで幅広
く現状を共
有したり、気
掛かりな家庭
について話し
合ったりして



▲話し合いの様子

います。

駐在所の警
察官はその地
域で生活し、
行事等にも顔
を出しているため、小学校長
やボランティアとも顔見知り
で、地域の実情をよく把握し
ています。委員は日頃から心
配事があると、駐在所とささ
いなことでも共有し、相談し
合える関係となっています。



老々介護の夫婦の見守りを
していたケースでは、奥さんの
姿が見えない日が続き、委員
が駐在所の警察官と一緒にご
自宅を訪問しました。旦那さ
んは「妻は寝ている」とおっしゃ
いましたが、部屋を確認した
ところ、奥さんは亡くなって
いました。

このように、委員だけでは
対応が困難なケースに直面し
ても、状況を理解し、協力し
てくれる関係者がいることは、
活動を続ける上での安心感に
つながっています。

柱④・⑤

花鉢プレゼント

石川県羽咋市
栗ノ保地区民児協

石川県羽咋市栗ノ保地区民
児協では、15年以上前から毎
年夏休みに、小学5・6年生
の児童が育てた花鉢を、校区
内に住むひとり暮らし高齢者
へプレゼントする活動を行っ
ています。

7月の初めには委員が小学
校に出向き、活動の趣旨の説
明と併せて、児童と一緒に苗
の植え替えを行います。その
後、児童は夏休みに向けて、
その花鉢
を約1カ
月間育て
ます。
委員一
人につき
児童2、
3人でグ
ループを



▲「苗の植え替え」

作り、ひ
とグルー
プ5軒ほ
どの高齢
者宅を
訪問しま
す。高齢
者宅には
訪問日を
事前に案内し、当日は朝のラ
ジオ体操をした後、グループ
ごとに一軒ずつ歩いて配って
いきます。

毎年花鉢の受け渡しを楽し
みにしている高齢者も多く、
訪問するとても喜ばれま
す。児童からも「『お元気で
お過ごしください』と声を掛
けてお花を渡した時に、笑顔
でお礼を言われてうれしかっ
た」という声がありました。
年々児童の数が減少し、活
動が大変な部分もあります
が、地域の高齢者と子どもた
ちのつながりが生まれる大事
な活動として、これからも無
理せず継続していきます。



▲育苗中の様子

令和7年度
事業計画・予算

令和7年3月12日、一ツ橋ホールにて令和6年度第2回協議員総会が開催されました。事業計画・予算が承認されましたので、その一部をご紹介します。別紙には全事業を掲載しておりますので、併せてご覧ください。



▲ 議長団の進行のもと上程された議案を審議

東京都民生児童委員連合会（以下、本会）では、一斉改選に向けた取り組みに重点を置きながら、「東京版活動強化方策」の5つの柱に基づく各種事業を着実に遂行します。

一斉改選に向けて

今年度は一斉改選の年です。各地区では、新たに迎える仲間が円滑に活動を始めるよう、また、委員の交代により地域住民への支援が滞ることのないよう、改選に向けた準備を進めていかなければなりません。

情報化の進展やコロナ禍の影響に加え、プライバシー意識の高まりなどにより、活動環境が変化する中、現任委員からは民生児童委員の役割や活動に対する戸惑いの声も聞かれます。改選後も身近な地域に暮らす強みを生かし、期待に応えていくためには、民生児童

委員の活動の原点や意義と向き合い、次期に引き継ぐべき思いや実践を整理することが必要です。民児協全体で今期の取り組みを振り返り、成果・課題を確認するとともに、新任委員を含めた全ての委員がやりがいと使命感を持って活動できるように、引き継ぎの徹底を図りましょう。



▲ 引き継ぎ準備強化月間チラシ (R4年度版)

本会では、9月～11月を置き、全都の統一した指針となる「引き継ぎ方針」を提示するとともに、チラシの作成・配布等により各地区の取り組みを支援します。また「引き継ぎと活動しやすい環境づくり」をテーマとする会長・副会長研修の実施や、改選期新任研修などを通じ、適切な情

報提供に努めます。

普及・啓発活動

民生児童委員活動のさらなる推進に向けては、地域住民の信頼や活動に対する理解が欠かせません。

本会では、5月の民生委員・児童委員の日活動強化

週間に電車内デジタル広告を実施し、広く都民への発信を行います。併せて各地区において、首長や公式キャラクター、子どもたちなどを委嘱する「一日民生委員・児童委員」に取り

組んでいただき、重層的な普及・啓発活動を展開します。通年では、本会ホームページの運営を通じて、各地区の実践事例の紹介や現役委員へのインタビュー記事の掲載等を行います。



デジタル活用の後方支援



▲ モバイルPCの活用を検討

令和4年度に都内全委員に配布したモバイルPCは、本年11月をもってアカウントの利用が終了となります。このため、本会では当該機器の安全かつ適切な処分策を検討の上、実施します。

また、東京都では令和7年度から「デジタル機器活用特別整備支援」として区市町村への新たな補助事業が始まります。本会としても、各地区の実情に応じたデジタル機器の活用やICT化推進の取り組みがモバイルPC終了後も円滑に進むよう、必要な情報の収集・提供を行います。

キラリ この人

写真人生 50 年の集大成！

昨年 11 月、江戸川区の総合文化センター展示ギャラリーにて、半世紀にわたり写真と向き合い続けてきた森松さんの写真展が開かれました。

展示されたのは、若い頃トレッキングで訪れた海外の山々を映し



▲「霊峰マチャブチャレ」



江戸川区民生児童委員
もりまつ けんじ
森松 健次さん

た「山旅」、地元・江戸川区の四季を映した「えどがわ寸景」、花火や紅葉などの「四季の輝き」、コロナ禍で密を避けるために撮り始めた「野鳥」など計 38 点です。森松さんは各々の写真について丁寧に説明していただき、「同じ写真でも、見る人の人生により解釈が変わり、切り取った一つの場面からいろいろな想像が生まれる。それが写真の楽しみなんです」と語ります。

そんな森松さんが今一番夢中なのが「カワセミ」です。動きの速いカワセミを捉えるため、水辺でじっと時を待ち、タイミングを図って高速シャッターを連続で切ります。自宅に戻ってデータを確認する時の緊張感と、思い描いていた構図が撮れていた時の高揚感がたまらないのだそうです。

本紙第 59 巻 3 号の表紙に掲載した行船公園内にある源心庵の雪景色の写真は、森松さんが撮影したものです。朝の澄んだ空気が感じられる素敵な作品となっていますので、そちらも是非ご覧ください！



▲「ゲット」

こんな時 どうする？

- 外国籍の住民支援 -

このコーナーでは、活動中に対応に迷うようなケースを取り上げ、つなぎ先となる福祉事業・サービス等(地区独自のものを含む)について紹介します。

たとえばこんな時…

① 3 年前に来日し日本人男性と結婚した A さんは、2 カ月前に離婚し、1 人で娘の B 子ちゃんを育てている。小学校の担任から「今日、B 子ちゃんが連絡なく休んでいるので様子を見てきてほしい」と頼まれた民生児童委員が訪問すると、親子 2 人とも風邪をひいて寝込んでいた。A さんは「学校への連絡方法が分からなかった。日本語が理解できず、話が通じないことも多いので、日々つらい思いをしている」ととどどしい日本語で話してくれた。

② C さんから「3 カ月前に引っ越してきた外国出身の夫婦がごみ出しのルールを分かっていない様子。違う曜日のごみ袋が出されていることが頻繁にあり、困っている」と相談された。

① は【支援団体】や【スクールソーシャルワーカー】へ



東京都多文化共生ポータルサイト

では、外国人に向けた悩み・困り事等の相談窓口を地域別に確認できるほか、防災関連動画や日本語教室の情報等を幅広く掲載しています。また、地域内の見学ツアーや日本文化を知る講座等を企画する国際交流協会を立ち上げる自治体もあり、右の QR コードから取り組み状況を確認できます(現在 22 地区)。学校からの事務連絡や配布物等は、**スクールソーシャルワーカー**に管理してもらう方法も考えられます。



② は【役所】へ

ごみの分け方を外国語で記載したチラシやリーフレットを用意している自治体があります。ご地域の役所のウェブサイトを確認してみましょう。住民と関わる際、相手の思いを受け止めることは大切ですが、無理に外国語で対応する必要はありません。相手に伝わりやすい**やさしい日本語**でのコミュニケーションを意識し、関係者・機関と連携して対応していきましょう。

はっきり言う
さいごまで言う
みじかく言う

▲ はさみの法則

活動記録 あれこれ

学校と関わる活動の記入について

新年度は、入学式などの行事への参加や着任された先生方との顔合わせ、新1年生の登下校の見守りなど、学校との関わりが増える時期です。具体的な活動を例に、改めて記入の仕方を確認しましょう。

活動概要	その他の活動件数				連絡調整回数		活動日数(11)
	協議への参加・協力(2)	行事・事業	地域福祉活動・自主活動(3)	民児協運営・研修(4)	委員相互(9)	関係機関(10)その他	
①小学校の入学式の案内通知を郵送で受け取った。						—	○
②民児協主催の朝のあいさつ運動に参加した。	*	—					○
③主任児童委員より学校訪問の打ち合わせ日時についてメールで連絡を受けた。					—		○
④主任児童委員2名、児童福祉部会員5名で学校訪問の打ち合わせを実施した。				—			○
⑤中学校の学校訪問に参加した。			—				○

電話、メール、通知、直接会うなど、手段によらず記入

【記入の仕方】

- ①③ → 連絡調整回数は「委員同士」あるいは「関係機関」と連絡調整を行った場合に記入します。
- ② → 対住民向けの活動や事業(サロン、バザー等含む)は主体(主催)となる機関・団体に依拠して記入項目が異なります。
*他機関・他団体が主体の場合はその他の活動件数「行事・事業・会議への参加・協力(2)」へ、民児協が主体(主催・共催)の場合は「地域福祉活動・自主活動(3)」へ記入します。上記の例では民児協が主体の事業でしたが、学校から依頼を受けて協力している場合等は(2)への記入となります。
- ④⑤ → 学校訪問は民児協と学校が共催で実施する事業として、全都統一で「地域福祉活動・自主活動(3)」への記入をお願いします。ただし、民児協内部で行われる打ち合わせや、そのメンバーとして行う準備等の活動は「民児協運営・研修(4)」に記入します。

どこに
いるのかな?

ご当地
ミンジー
を探せ!

東京で平成23年に誕生したミンジーは、全国の民児協でも大活躍中! 現在、28府県市のご当地ミンジーがいます。今回ご紹介するのは京都市のご当地ミンジーです。

第8回 一目で分かる地域らしさ✿ ~京都市~



きょうとミンジーは、一般公募を経て、令和6年4月に誕生しました。

一目で京都市を連想させる舞妓姿で、かんざしには市の花木であるサトザクラと、シダレヤナギをデザインしています。袖には京都市の伝統行事である五山送り火、帯留めには民生委員・児童委員マークがあり、京都市らしさの中に民生児童委員らしさも感じられますね!

・編集委員

佐藤 せつ子(港区) 倉田 ゆかり(北区)
井出 満寿美(大田区) 名取 貴子(練馬区)
山岸 早苗(江戸川区) 武田 洋子(稲城市)
宮崎 邦子(国分寺市) 井出 亜紀(西東京市)
高橋 悦子(武蔵村山市)

・編集協力 中村 喜美子(都民連副会長:都民連だより担当)

・編集後記

桜も綺麗でしたが、日本では次から次へといろいろな植物が咲いてくれます。今号表紙のカタルパの花も楽しんでください。

強化方策活動紹介ページの石川県「花鉢プレゼント」には心がほっこりしました。他の2地区の取り組みも興味深い内容です。外国籍の方も多くなり住民支援も多岐にわたり、専門知識や研修、関係機関との連携等の大切さを感じます。都民連だよりも何かのきっかけになればと思います。 佐藤せつ子

・発行

東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4F
TEL: 03(3235)1163 FAX: 03(3235)1169
E-Mail: tominren@tcs.w.tvac.or.jp
年4回発行 印刷: 前田印刷株式会社

令和7年度東京都民生児童委員連合会事業計画・予算

1 連絡・調整

委員一人ひとりが生き生きと活動できるように、各地区民児協との密な連絡・調整を行います。また、民児協同士の情報共有・協議の機会等を設けるとともに、全国民生委員児童委員連合会や東京都社会福祉協議会、東京都、地域の関係機関等との連携を図ります。

- ①協議員総会 [5月・3月]
- ②常任協議員会〔8月を除き毎月1回〕
年4回ブロック協議を実施し、地域の実情や活動上の課題について情報交換を行います。また年2回オンライン開催をし、災害時等にも対応できる環境整備に努めます。
- ③児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会 [各区市郡支庁にて実施]
- ④区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会 [2回]
- ⑤民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等
- ⑥受章祝賀および改選期懇談会〔1回〕
- ⑦一斉改選に伴う「引き継ぎ準備強化月間」の実施 [1回]
- ⑧民生児童委員活動への相談・支援
- ⑨民生児童委員活動資料・情報収集と提供

2 企画・運営



- ⑩地区民児協研修用視聴覚教材の貸し出し
 - ⑪福祉関係図書等の斡旋
- 本会事業の企画・検討を行う正副会長会や常務委員会をはじめ、都大会で採択される大会宣言案の策定、機関紙の編集等に関する会議を実施します。

3 研修



都民連主体で行う自主研修と、

- ①正副会長会 [8月を除き毎月1回のほか、随時]
- ②正副会長運営委員会 [必要に応じて随時]
- ③常務委員会 [8月・12月を除き毎月1回]
- ④都民連だより編集委員会 [4回]
- ⑤東京都民生委員・児童委員大会宣言起草委員会 [1回]
- ⑥民生児童委員普及・啓発事業推進委員会
- ⑦活動強化方策推進委員会
東京版活動強化方策が着実に推進されるために必要な支援について検討・実施するとともに、各区市町村及び都民連における進捗状況を確認します。
- ⑧その他各種企画・運営に関する会合

東京都・八王子市からの委託で行う受託研修、関係機関・団体主催の研修会へ委員を派遣する派遣研修等を実施します。

- ★自主研修★
 - ①事項別部会・主任児童委員部会 [改選前1回・改選後1回]
 - ②都民連役員研修
 - ③常任協議員研修会 [1回]
 - ④協議員研修会 [協議員総会の後、引き続き実施]
 - ⑤民生委員・児童委員生活福祉資金制度研修会 [東社協福祉資金部と共催/2回]
- ★部会活動推進事業★
 - 民生児童委員の事項別活動ならびに主任児童委員の特性を活かした活動を高め、各地区部会の効果的運営を図るため経費の一部を助成します。
- ★受託研修★
 - ①新任民生児童委員研修 [新任民生児童委員を対象に集合1日十動画配信の研修を4月・7月の欠員補充期および一斉改選期に実施]
 - ②現任〔1〕民生児童委員研修 [就任2・3年目の民生児童委員対象/6回]
個別支援活動について取り上げ、傾聴の力を身に付けます。
 - ③現任〔2〕民生児童委員研修 [就任4年以上の民生児童委員対象/動画配信]
「ひとり暮らし高齢者への支援」と「不登校支援」をテーマとする2コースを設け、民生児童委員としての関わりを考えます。

4 調査・研究・広報

東京都の民生児童委員活動を進める上での課題を明らかにし、活動の一層の充実に向けて、調査・研究・広報に関する各事業を行い、その方策について検討、周知します。

- ①指定民生児童委員協議会事業
 - 2地区を指定し、東京版活動強化方策に引き付けた取り組みの実践と検証を行います。
 - 〔今期テーマ・指定地区〕
「災害に備える班活動」大島町
「活動環境整備と民児協組織の強化」デジタル機器の活用を通して

立川市

② 民生委員・児童委員活動事例集の作成・配布〔東京都・八王子市から受託〕

③ 民生委員・児童委員活動実績の集計分析〔東京都・八王子市から受託〕

④ 民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析〔東京都・八王子市から受託〕

⑤ 広報活動

○ 機関紙「都民連だより」の発行

○ 都民連ホームページの運営

民児協活動検索コーナーや現役委員へのインタビュー記事を随時更新し、委員や行政のみならず、地域住民、関係機関に対し、民生児童委員活動を身近に感じられる情報ツールとして活用されることを目指します。また、動画配信研修の動画の掲載等、民生児童委員専用ページでは活動の参考になる情報の提供を行います。

⑥ 民生児童委員活動の普及・啓発

○ 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間」の取り組み

- 〔東京都・八王子市から受託〕
- テーマ：みんなでつくる
- ・ 地域のつながり 支え合い
 - ・ 電車内デジタル広告の実施
 - ・ 一日民生委員・児童委員活動の実施
 - ・ 民生児童委員活動紹介パネル展の実施
 - ・ 各区市町村民児協におけるパネル展示等の支援
 - ・ 民生児童委員活動普及・啓発グッズの作製・配布
 - ・ 活動強化週間中の各区市町村民児協における普及・啓発活動報告書の作成

○ ミンジー着ぐるみ貸し出し

5 連合会事業

- ① 物故民生委員児童委員弔慰等
 - 弔辞・生花の奉呈
 - 追悼式の挙行
- ② 全国民生委員互助事業の実施
 - 傷病等見舞い、弔慰
 - 退任慰労
- ③ 民生委員・児童委員活動保険の周知・連絡
- ④ 民生委員・児童委員手帳の作成・配布〔東京都・八王子市から受託〕



⑤ 財団法人東京都民生委員事業協会からの承継事務

6 協力事業

- ① 東京都民生児童委員連合会懇話会への運営協力
 - ② 関係機関・団体への委員等派遣および協力等
- 行政・関係団体等の各種委員会に代表者を派遣し、委員の立場から積極的に意見を述べ、必要な役割を果たします。

7 第79回東京都民生委員・児童委員大会の実施

8 デジタル機関関連事業

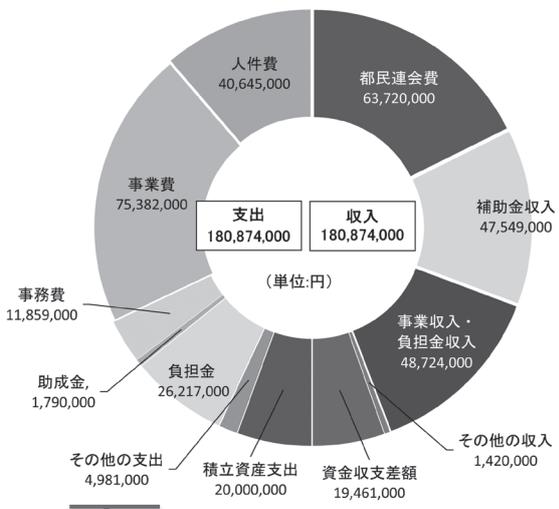
9 その他

以上のほか、本会の目標達成に必要な事業を行います。



都民連運営サービスマン区分

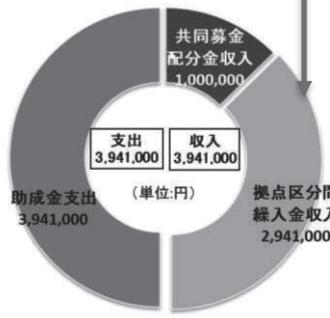
会員の皆さまの会費を元にした会計です。部会や各種会議の開催、東京版活動強化方策の推進などに取り組むとともに、改選に伴う引き継ぎの徹底に向けた支援や、デジタル機関関連事業を行います。



(一部を繰り入れ)

共同募金配分金サービスマン区分

東京都共同募金会からの配分金は会計を別立てする必要はありません。この配分金は部会活動助成金の一部に充てられており、都民連運営サービスマン区分からの繰入金と併せて各地区に送金します。



都民連受託サービスマン区分

東京都から各種研修や普及・啓発事業、東京都民生委員・児童委員大会受託を受託し、実施するための会計です。

一斉改選に伴う新任研修の実施に対応できるよう、予算を編成しています。

